



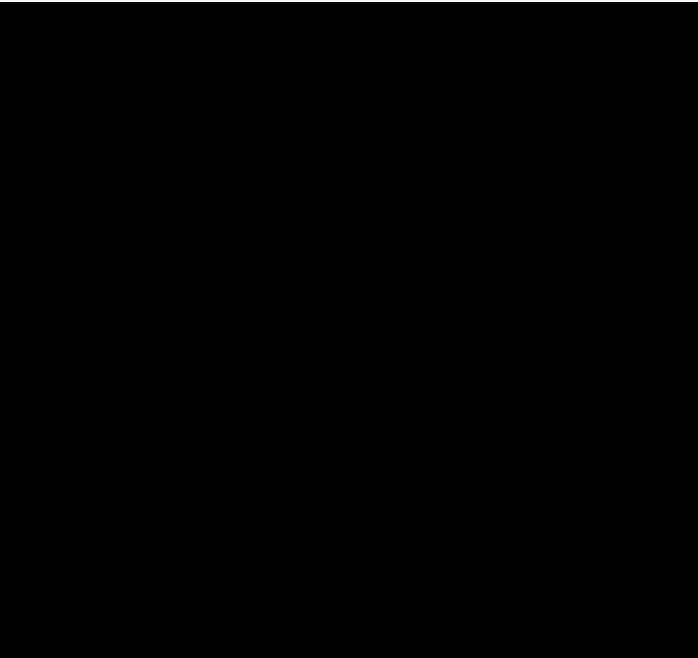
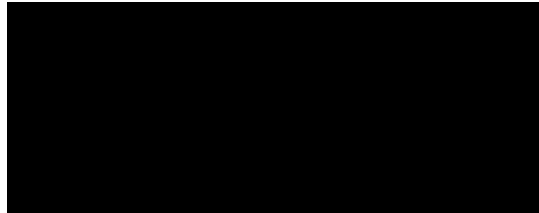
申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	1	回

申請書SharePoint



1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。
なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について
申請資格要件について確認しました
(2)公正な事業実施について
公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし
規程類の後日提出について確認しました
(4)情報公開について（情報公開同意書）
情報公開について確認しました
(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について
兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

認定NPO法人キッズドア

団体代表者 役職・氏名

理事長 渡邊由美子

分類

法人番号

7010005014434

団体コード

申請団体の住所

東京都中央区新川2-1-11 八重洲第1パークビル7階

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

東京都中央区新川2-16-10 プライムアーバン新川2F

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間にコンソーシ
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

（１）申請資格要件（欠格事由）について

（２）公正な事業実施について

（３）規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

（４）情報公開について（情報公開同意書）

（５）JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報				
申請団体		資金分配団体		
資金分配団体	事業名（主）	東北地方被災 3 県の困難を抱えるこどもたちの支援事業		
	事業名（副）	地方における貧困家庭のこどもたちへの支援モデルの確立		
	団体名	特定非営利活動法人キッズドア	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1		①草の根活動支援事業		
事業の種類2		①-2地域ブロック		
事業の種類3		東北ブロック（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）		
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
○	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	○ ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	○ ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	④ 働くことが困難な人への支援
	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	⑥女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
_4.質の高い教育をみんなに	4.1 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。	東北被災3県の経済的困窮や不登校、外国ルーツなど困難を抱えるこどもたちが、将来への希望を持ち努力していくことができるように、居場所やこども食堂および無料の学習支援活動等を行っている団体を通して支援する。
_1.貧困をなくそう	1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。	厚生労働省の生活困窮者自立支援事業の学習・生活支援事業において少しずつ行政による各種施策が進んでいるものの、自治体によって進捗度合いには差がある。今回は東北被災3県（岩手県、宮城県、福島県）におけるこどもたちを支援団体を通して応援することで、地域格差解消のためのノウハウを蓄積するとともに被災3県におけるこどもたちの育成を目指す。

I .団体の社会的役割

(1)団体の目的	192/200字
企業、行政、NPO、学校、地域市民等の多様なステークホルダーと積極的に協働し、経済的格差、地域間格差、外国籍等文化の差異、ジェンダーギャップ、身体的精神的障碍等様々な困難な状況にある子どもたちおよび子育て家庭に対して、直接支援を行うとともに、広報啓発、調査研究、アドボガシー等の社会基盤を構築する活動を実施し、すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会の実現に寄与することを目的とする。	
(2)団体の概要・活動・業務	192/200字
2011年以降、日本国内の生活困窮家庭の子どもの学習支援を開始。2015年9月からは食事も提供する居場所型学習支援も開始。また2020年10月からはひとり親家庭を中心に、困窮子育て家庭への物資・情報・体験の支援を全国的に開始（現在登録者数4,300世帯）。2023年10月からは18歳から29歳までの経済的困窮、孤独・孤独に悩む若者を対象とした相談・情報提供・物資支援を実施している。	

II .事業概要

II .事業概要					国外活動の有無	－	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期						東北被災3県（岩手県・宮城県・福島県）	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	【実行団体として想定している団体】 1）東北被災3県で、困難を抱えるこども(小学生～高校生)の支援を行っている団体 2）地域との連携、学校や企業との連携実績がある団体 例：経済的困難、不登校、外国ルーツのこどもへの居場所支援や学習支援など					(人数)	4～5団体	
最終受益者	最終受益者①：困難を抱えるこども（小学生～高校生） 最終受益者②：①の家族 ▼最終受益者のペルソナとして下記のような状況にいるケースを想定しているが、該当しない場合でも個別のケース応じて対象とする。 -ひとり親家庭で経済的に困窮している世帯のこども -不登校状態にあるこども -外国ルーツで生活に困難を抱えているこども					(人数)	▼ユニーク数 こども：300人（20人× 5 団体×3年間） 家族：300×3人/世帯＝900人 ※1世帯3人と仮定	

事業概要	本事業は、東北被災3県において多岐にわたる困難を抱えたこどもたちの支援を行う。 具体的には、居場所支援や無料学習会、不登校支援などこどもの支援を行っている団体を通して、東北被災3県を中心に困難を抱えたこどもたちを支援する事業とする。 資金的支援により、実行団体によるこどもたちの居場所づくりや食料・物資の購入および3年後を見据えた組織基盤構築のための人材確保を行い、実行団体のこどもたちへの援助を支え、こどもたちが将来に希望をもって努力していくことができる状態を目指す。 また、合同ミーティングへの実行団体の参加を通して他団体とのネットワーク構築や他事例の吸収により以降の活動に活かすと共に、実行団体自身の評価も支援する。 非資金的支援では、伴走支援を柱として規程類の整備も行い認知向上や寄付や支援の拡大により、事業終了後もこどもたちに支援が届けられる状態を目指す。 また、こどもたちの支援を通して特性ごとの支援方法事例を収集し、以降の地方における支援団体の継続モデルを構築する。 ■資金的支援 ①支援場所の確保 ②物品・食料・生活物資の確保 ③体制構築 ④合同ミーティングへの参加 ⑤評価の実施 ■非資金的支援 ①伴走支援 ②規程類整備 ③ファンドレイジング研修等の実施 ④こどもの特性ごとの支援方法等の事例の蓄積 ⑤合同ミーティングの開催（年1回程度開催）
584/600字	

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	945/1000字
●貧困家庭の実態 2015年4月から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、各自治体でも子どもの貧困対策が進められてきた。 それらの対策により国内の相対的貧困率は少しずつ数値の改善はみられるものの劇的な改善には至っておらず、いまだにこどもの約9人に1人が貧困状態である。 特にひとり親世帯では昨今の物価高騰や格差社会の影響もあり相対的な貧困率が高く、加えて現在ではふたり親世帯の貧困も問題となってきている。 貧困の連鎖を断ち切るためには、貧困世帯への経済支援や食事支援、居場所支援に加え、こどもたちが貧困から抜け出すための学習支援や不登校支援、外国ルーツのこどもへの支援なども必要であり、こどもたち自身に生きる力をつけていくことも大切なポイントとなる。 しかしながら東北被災3県では、それらの支援団体数も少なく、首都圏と比べると大きな地域格差が生じている。 ●東北被災3県における困難を抱えるこどもたちの実態 東北被災3県では、震災の影響や人に助けを求めづらい県民性などもあり、困難を抱えたこどもたちへの支援活動が行き届かない実態がある。 東北地区の所得水準は、2020年実績で全国平均の30.8万円を大きく下回り26.0万円となっており、全国的に見ても低所得地域となっている。 さらに、東北地域のこどもたちの状況を見ていくと、2024年度 全国学力・学習状況調査（宮城県）結果においても、宮城県の小中学生の学力は全国と比較しても年々低下傾向にあり、自分にはよいところがあると回答した割合は、小・中学生ともに全国値を下回っており、困りごとや不安がある時に先生や学校にいる大人にいつでも相談できると回答した割合は、小・中学生ともに全国値を下回っている。 さらに宮城県の小学校～高校では暴力、いじめ、不登校、高校中退ともに大きく前年から増加、23年実績では1,000人あたりの不登校の状態にある児童や生徒は小中学生が46.7人と全国で最多、高校中退率は22年度1.5％（全国1.4％）から23年度2.1％（全国1.5％）に大きく増加している。 このような状況の中、貧困家庭のこどもたちへの学習支援の状況を見ると、特に東北被災3県での支援が行き届いておらず至急の支援が必要であることがわかる。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	196/200字
生活困窮者支援事業の県別状況 1）日本における相対的貧困率は2021年で15.4%でここ数年大きな変化は見られない。ひとり親家庭の貧困率は徐々に低下傾向はみられるが、2021年度調査では44.5%といまだ非常に高い水準にある。 2）日本の相対的貧困率はOECD加盟国の中でも高い水準で2021年時点で15.7%であり、この状況が続くと貧困の連鎖が断ち切れず次世代にも影響を及ぼす可能性が高い。	

(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	139/200字
1) 弊団体では都内を中心に17か所で居場所型学習支援を展開。困難を抱えているこどもたちを支援し、必要に応じて学校や行政と連携し、学習面・生活面・精神面からサポートを行い、自立に向けた支援を提供している。 2) 東北地区においても仙台に拠点を有し、都内同様に学習支援を展開している。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	188/200字
生活困窮者自立支援法に基いた各種施策は行われており、居場所やこども食堂等は多くみられるようになってきたが、東北被災3県での支援は行き届いていない。そのため今後東北被災3県でのこどもたちへの支援を継続的に実施できる核となる団体を育成していくことで、困難を抱えるこどもたちを支援する状態をつくる必要があるため、単年度の緊急枠ではなく複数年かけて事業ができる通常枠での申請に至った。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
【長期アウトカム】 ▼東北の経済的困窮や不登校、外国ルーツなど困難を抱えるこどもたちも、安心して自由に過ごせる環境があり、将来に対する希望を持ち成長していく機会が持てる社会をつくる 【中期アウトカム】 ▼受益者の状態 ・困難を抱えるこどもたちが誰でも安心して過ごせる場所が数多くある ・様々な事情で食事や学習が不足しているこどもたちが気兼ねなく支援が受けられる環境がある ▼実行団体等の状態 ・助成した東北被災3県の団体が他の東北の団体への情報提供やノウハウ提供などができる状態になっている ・安定した寄付収入やボランティア確保ができている ▼対象地域の状態 ・地域による活動団体数の濃淡や体験・教育格差がなくなっている ・地元企業にも団体の活動が認知されボランティアなどの支援活動が積極的に行われている

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
【受益者の状態】 ・実行団体の活動に参加している受益者が増えている状態		【定量的指標】 ・実行団体ごとの受益者数 ・実行団体ごとの受益者の出席率		採択後に調査予定 【定量的指標】 ・各実行団体へのアンケートを実施し、資金分配団体がとりまとめる			【定量的指標】 ・実行団体ごとの受益者数が3年間で1.5倍になっている ・実行団体ごとの受益者の出席率が2割増加している
【受益者の状態】 ・将来への希望を持ち努力ができる受益者が増えている状態		【定性的指標】 ・保護者や先生以外のおとなとの対話の機会が増えていると感じる受益者数 ・自分にはよいところがあると語れる受益者数		採択後に調査予定 【定性的指標】 ・各実行団体から受益者へのアンケートを実施し、資金分配団体がとりまとめる			【定性的指標】 ・保護者や先生以外のおとなとの対話の機会が増えていると感じる受益者が2割増加 ・自分にはよいところがあると語れる受益者が2割増加

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
【実行団体等の状態】 ・東北被災3県(岩手・宮城・福島)それぞれの自治体の委託事業を受託できる団体が増えている		【定量的指標】 ・実行団体の自治体等への助成金申請数 ・自治体等からの実行団体への視察数 ・こどもの支援事例集の作成		採択後に調査予定 【定量的指標】 定量的指標については、各実行団体へのアンケートを実施し、資金分配団体がとりまとめる			【定量的指標】 ・自治体等への助成金申請を行っている実行団体が8割以上 ・8割以上の団体が自治体等の視察を受けている ・全団体が事例集ができている
【実行団体の状態】 ・地元企業や住民からの寄付やボランティアが増えている		【定性的指標】 ・ファンドレイジング戦略の有無		採択後に調査予定 【定性的指標】 各実行団体へのアンケートを実施し、資金分配団体がとりまとめる			【定性的指標】 ・各実行団体ごとにファンドレイジング戦略ができている
【対象地域の状態】 ・東北被災3県(岩手・宮城・福島)において安定した活動ができる団体が増えている		【定性的指標】 ・相談できる他団体とのつながりが増えている		採択後に調査予定 【定性的指標】 各実行団体へのアンケートを実施し、資金分配団体がとりまとめる			【定性的指標】 他団体との交流が増えている
【対象地域の状態】 ・地元企業からの視察や地元企業との交流が増えている		【定量的指標】 企業からの視察や職業体験受け入れの相談が増えている		採択後に調査予定 【定量的指標】 各実行団体へのアンケートを実施し、資金分配団体がとりまとめる			【定量的指標】 各団体ごとに交流した企業が1社以上 問い合わせ企業が2社以上

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
【支援場所の確保】 支援活動をおこなうための支援場所に関して以下の活動を行う。 ・支援を継続するための場所が確保されていない場合、支援場所の確保に確保に関する資金的支援を行う。 ただし、場所の確保にあたっては賃貸物件とし、基本的に土地や家屋の購入は認めない。	2026年4月～2029年3月	130/200字
【物品・食料、生活物資の確保】 以下の活動により、生活困窮にある子どもたちへの心身の健康に繋がり、心にゆとりが持てる状態をつくる。 ・支援に必要となる物品の購入にともなう資金的支援を行う。 ・居場所内での食事提供、および食料配布・生活用品配布の配布における資金的支援を行う ・食事については栄養バランスも考慮した内容にする	2026年4月～2029年3月	161/200字
【体制構築】 将来を見据えた基礎づくりに必要な人材の確保のための支援を行う。 ・支援活動のための体制確保のための人件費における資金的支援を行う。	2026年4月～2029年3月	72/200字
【合同ミーティングへの参加】 合同ミーティングへの実行団体の参加により、実行団体同士のつながりを強化するための資金的支援を行う。 ・実行団体同士のネットワーク構築を目的とし、活動開始後に実行団体同士で相談や事例共有などを行うための基盤作りを行うためのミーティングへの参加の資金的支援を行う。	2026年4月～2029年3月	145/200字
【アウトカム評価の実施】 実行団体内において、外部の評価アドバイザーのアドバイス等を参考に、評価を実施するための資金的支援を実施。 事前評価、中間評価、最終評価	2026年4月～2029年3月	80/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
【伴走支援】※実行団体選定後 ・毎月1回、資金分配団体と実行団体との月次面談を実施 ・月次の面談を通じた事業進捗管理支援（プロジェクトマネジメント） ・法令遵守に関する確認 ・経費精算支援	2026年4月～2029年3月	94/200字
【規程類の整備】 ・ガバナンス・コンプライアンス体制の整備支援 ・規程類の整備および公開支援 ・個人情報保護管理体制の構築支援	2026年4月～2029年3月	63/200字
【ファンドレイジング研修等の実施】 運営強化のための個別テーマによる研修を年に1度実施 ・個別相談 （以下は現時点での想定例） ・ファンドレイジング計画の策定 ・広報活動研修の開催 等 ※実行団体の必要に応じて上記期間以外にも個別相談に応じる	2026年4月～2029年3月	121/200字
【アウトカム評価の実施】 資金分配団体内の調査専門チーム（事業戦略部調査室）において、外部の評価アドバイザーのアドバイスを参考に、以下を行う。 事前評価： ①評価スキームの決定（調査項目・方法・情報管理体制など） ②評価マニュアル・評価用紙の作成 ③事前ガイダンスの実施 中間評価： ④アウトカム達成に向けた進捗状況の確認 最終評価： ⑤評価結果の分析を基にしたこどもの特性等ごとの支援方法のまとめ	2026年4月～2029年3月	199/200字
【こどもの特性ごとの支援方法などの事例の蓄積】 各実行団体からの支援事例をもとに、こどもの特性等に応じた支援方法をまとめる	2026年4月～2029年3月	61/200字
【合同ミーティングの開催】 団体同士のネットワーク構築および事例の共有などを目的とした合同ミーティングを年1回程度開催する。	2026年4月～2029年3月	62/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	・3ヶ年結果報告ではキッズドアによる結果報告イベントを開催 ・実行団体・キッズドアそれぞれのホームページやSNSを活用した発信 ・メディア対応（キッズドアの強みであるメディアネットワークを活用）	97/200字
連携・対話戦略	・岩手県、宮城県、福島県の行政、社会福祉協議会への活動紹介や報告会等への参加依頼など ・地元の他団体とのこども支援における情報連携の実施（こども、保護者の状況による連携等）	86/200字

VI.出口戦略・持続可能性について
 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	1) 東北被災3県における困窮家庭のこどもたちについて特性ごと等による学習支援アプローチの事例が報告書としてまとまっていること。 2) 上記1) の報告書内容をもとに、他地域での資金分配事業を活用してこども支援の地域格差解消のための次のアプローチにつなげる。 3) 被災3 県の行政との関係が構築され、こども支援について意見交換や事業化への相談などができる状態になっている。（新たなこども支援に関する構想などに関する意見を求められるなど）	214/400字
実行団体	1) 本事業を通じてこどもたちへの支援に関するモデルをつくり、学習支援の必要性を地域の自治体へ訴え、事業の制度化の基盤ができている。 2) 地域や社会へのこども支援の重要性和問題意識の広がりを背景に、本事業の認知度向上によって団体への寄付が増えている。 3) 職員およびボランティアを含めた人材育成に加え、組織基盤が強化され、助成金の獲得ができている。	173/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	433/800字
1) 厚生労働省「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」 令和4 年度補正予算 助成団体数：76、助成総額：34,598,000円 令和5 年度 助成団体数：94、助成総額：199,313,000円 令和5 年度補正予算 助成団体数：81、助成総額：36,855,000円 令和6 年度 助成件数：96、助成総額：218,453,000円 令和6 年度補正予算 助成団体数：54、助成総額：23,864,000円 2) 休眠預金活用事業（2021年10月～） 新型コロナウイルス対応支援助成「深刻化する『コロナ学習格差』緊急支援事業」助成数助成数：17、総額297,500,000円（※コンソーシアム構成団体） 3) 休眠預金活用事業（2024年3月～） 物価高騰及び子育て対応支援枠資金分配団体、助成数：12、総額237,302,408円 4) 休眠預金活用事業（2025年3月～） 困難を抱える高校生世代のセーフティネット事業、助成数：4～5、総額201,330,788円	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	298/800字
1) 2020年度より、全国の学習支援団体への伴走支援を実施 ▼三菱商事の助成プロジェクト:生活困窮家庭の子ども向け学習支援者スキルアッププロジェクト（2020年度から2024年度） 延べ229団体358名（スタートアップ研修、学習支援マネージャー養成講座、テーマ別研修、合宿勉強会等に参加した数） ▼プルデンシャル生命の助成プロジェクト 23団体34名 ▼子ども・若者支援 プラットフォームHOPEの企画・運営 支援団体数：5団体（2022年～） 2) 東北の高校生を対象にした女子高生向けIT＆デザインプログラムIFUTO（2024年度） ・参加者35人 ※2025年も定員30名で実施予定。	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	4～5団体	
(2)実行団体のイメージ	以下のいずれかの活動を既に一つ以上、1年以上行っている団体 ・小中高を対象とした居場所事業 ・不登校のこどもたちの居場所支援 ・経済的困窮家庭のこどもたちへの学習支援・食事支援・体験活動 ・外国ルーツのこどもたちへの学習支援 ・行政や関係機関と連携実績がある団体 ・地域との連携実績がある団体 助成期間終了後には、常勤職員が安定的に雇用され活動の継続が強く見込まれる団体	185/200字
(3)1実行団体当り助成金額	1実行団体あたりの助成額は、以下の助成額を想定します。 毎年：7,000,000～9,000,000円（実施規模に応じて） ※団体ごとの状況や目指す体制のレベルに合わせて助成額を決定します。	95/200字
(4)案件発掘の工夫	1）2023年度休眠預金活用事業緊急枠等の公募で申請のあった団体への案内 2）岩手・宮城・福島県の団体への案内 3）弊会の東北事業所でつながっている団体への案内 宮城県子ども・若者支援会議ML・多様な学びを共につくるみやぎネットワーク・全国子どもの貧困・教育支援団体協議会等 4）弊会メディアリストやPRリリースによるマスメディアへの周知 ※弊団体のネットワークを活かし、十分な申請数の確保が可能	199/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	【事業実施体制】 ○メンバー：計8名・・・内部6名、外部2名 ○役割分担 ・マネジメント体制・・・事業統括責任者兼マネージャー：1名 ・PO体制（兼任走支援）・・・PO主担当1名、PO副担当1名 ・伴走支援アドバイザー・・・業務委託1名 ・経理体制・・・経理主任：1名、補佐2名 ・評価体制・・・外部専門家1名						157/300字	
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定 ※資金分配団体用	人数		内訳			他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	
	2	名	新規採用人数 (予定も含む)	0	名			
			既存PO人数	2	名	予定あり(詳細は右記のとおり)	休眠預金事業におけるPO経験のある職員が主担当（1カ月あたり2025年度は0.5MM、2026年度以降は0.65MM） 副担当も職員（1カ月当たり0.3MM）	
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	弊団体は2021年に認定NPO法人を取得しており、適切なガバナンス・コンプライアンス体制を敷いています（規程類HP公表済み）。 弁護士資格を持つ正職員1名、独立した内部監査室の設置（2022年より）、外部のリスクマネジメントコンサルタントとの契約など、信頼たる団体であるよう、ガバナンス・コンプライアンスには力を入れています。							163/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし							

申請団体/事業種別		資金分配団体	2025年度通常枠	
事業期間		2025/10/01 ~ 2028/09/30		
資金分配団体	事業名	全国の困難を抱えるこどもたちへの学習支援事業～東北版～		
	団体名	特定非営利活動法人キッズドア		

	助成金
事業費	126,941,700
実行団体への助成	108,000,000
管理的経費	18,941,700
プログラムオフィサー関連経費	21,678,120
評価関連経費	11,710,000
資金分配団体用	6,310,000
実行団体用	5,400,000
合計	160,329,820

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	2,715,600	41,408,700	41,408,700	41,408,700	126,941,700
実行団体への助成	0	36,000,000	36,000,000	36,000,000	108,000,000
－					
管理的経費	2,715,600	5,408,700	5,408,700	5,408,700	18,941,700

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	3,378,000	6,100,040	6,100,040	6,100,040	21,678,120
プログラム・オフィサー人件費等	2,178,000	4,900,040	4,900,040	4,900,040	16,878,120
その他経費	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	4,800,000

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	940,000	3,590,000	3,590,000	3,590,000	11,710,000
資金分配団体用	940,000	1,790,000	1,790,000	1,790,000	6,310,000
実行団体用	0	1,800,000	1,800,000	1,800,000	5,400,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	7,033,600	51,098,740	51,098,740	51,098,740	160,329,820

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	0	100.0%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

[illegible]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格		団体種別	認定NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名			特定非営利活動法人キッズドア	
郵便番号			104-0033	
都道府県			東京都	
市区町村			中央区	
番地等			新川2-1-11 八重洲第1パークビル7階	
電話番号			03-5244-9990	
WEBサイト(URL)		団体WEBサイト	https://kidsdoor.net/	
		その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/npokidsdoor/	
			https://twitter.com/kidsdoor	
			https://www.youtube.com/channel/UCrvidlkgtXf9njGoElTjWrQw	
			https://www.instagram.com/npo_kidsdoor/	
設立年月日			2007/01/01	
法人格取得年月日			2009/10/05	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ワタナベユミコ
	氏名	渡邊由美子
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	9
理事・取締役数 [人]	7
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	311
常勤職員・従業員数 [人]	111
有給 [人]	111
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	200
有給 [人]	200
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	0
団体その他会員 [団体数]	0
個人会員・ボランティア数	1,073
ボランティア人数(前年度実績) [人]	1,057
個人正会員 [人]	16
個人その他会員 [人]	0

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けている
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	認証機関: 公益財団法人日本非営利組織評価センター 認証制度名: ペーシックガバナンスチェック 認証日: 2023年6月21日 認証URL: https://jcne.or.jp/org/n2020e0288/

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	162
申請前年度の助成総額 [円]	479,619,408
助成した事業の実績内容	・ JANPIA／高校生世代の子育て家庭「くらしと学びの危機」緊急支援事業／12団体、助成額：237,302,408円 ・ こども家庭庁／（令和6年度分）ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業／96団体、助成総額：218,453,000円 ・ こども家庭庁／（令和6年度補正予算分）ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業／54団体、助成総額：23,864,000円

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	
助成を受けた事業の実績内容	・2023年8月～2024年2月／JANPIA／孤立孤独・生活苦を抱える若者への緊急支援事業／43,242,977円 ・2024年8月～2024年2月／JANPIA／急増する「海外にルーツを持つ子育て家庭・若者・困窮者」緊急支援事業／20,287,113円

(12)) 休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

[illegible]

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認ください。

事業名:	東北地方被災3県の困難を抱えるこどもたちの支援事業
団体名:	特定非営利活動法人キッズドア
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必須です。

(注意事項)

◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html

◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。

◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。

◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。

記入完了	記入完了	記入完了
------	------	------

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
●社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第23条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第24条1項
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第23条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第24条3項
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第22条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第27条2項
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第29条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	第28条4項
●理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第13条3項
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
●理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	内定後1週間以内に提出		
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第33条1項
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第32条・第33条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第33条2項
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第31条
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第35条2項
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第37条4項
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第36条
●理事の職務権限に関する規程				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規程	第2章
●監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第14条4項
●役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員報酬規程	第2条
(2)報酬の支払い方法		内定後1週間以内に提出		

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条2項
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条4項
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条3項
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第4条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第6条
(6)ハラスメントの防止		公募申請時に提出	ハラスメント防止規程	第4条
(7)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条5項
(8)個人情報の保護		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第8条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第4条6項
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第6条2項
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第12条1項、第13条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第14条、第12条2項
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第15条1項2項
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第19条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	コーポレート部門規程	第2条～第8条
(2)職制		公募申請時に提出	コーポレート部門規程	第9条
(3)職責		公募申請時に提出	コーポレート部門規程	第10条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	コーポレート部門規程	第11条、第12条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	賃金規程	第3条～第8条、第17条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	賃金規程	第9条～第15条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第6条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第8条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第9条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	別表
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第13条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第6条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第11条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第8条・第9条、第17条・第18条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第12条～第14条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第15条～第23条
(6)収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第25条
(7)決算		公募申請時に提出	経理規程	第26条、第27条